

猟銃等申請手続き変更のお知らせ

鳥獣による農林水産業等に係る被害の深刻化や狩猟人口の減少等を踏まえて猟銃等所持者の負担を軽減する目的から、猟銃等による危害予防上支障のない範囲で、平成27年3月1日から各種申請書の様式変更や添付書類の見直しが図られました。変更、見直した手続きの概要は以下のとおりとなります。

提出枚数の削減（2通→1通）

申請書、届出書、申込書等1通の提出となります。

- 銃砲所持許可申請書
- 猟銃等所持許可更新申請書
- 猟銃等講習受講申込書
- 技能講習受講申込書
- 猟銃用火薬類等譲受許可申請書

写真の枚数削減

申請の一部において、求める写真の枚数が削減されます。

- 猟銃等講習受講申込書 2枚 → 1枚
- 技能講習受講申込書 2枚 → 0枚

添付書類の省略

現所持者が、許可証の交付を伴わない許可（所持銃と同種銃の追加・更新）申請を行う場合は、①同居親族書 ②市町村長発行の身分証明書 ③住民票の写し ④経歴書の添付を省略することができるようになりました。また、射撃教習の教習修了証明書の交付を受けてから1年を経過していない者が同一の公安委員会に所持許可の申請をする場合も上記同様に省略が可能です。

同居親族書の提出拡大

これまでは、銃砲の所持許可又は更新の手続きの際に提出を求めていましたが、厳格な審査の必要性和負担軽減の観点から、射撃教習資格認定申請時にも提出を求めることとなりました。

診断書を作成できる医師の追加

猟銃等所持許可に係る診断書を作成できる医師は、精神保健指定医若しくは青森県公安委員会が認める医師のどちらかとされていましたが、申請書に添付する医師の診断書の作成日より前に1回以上、申請者の精神的又は身体的な状況について診断したことがある医師も追加されました。

これは、申請者のかかりつけ医として継続的に診療しているなど、過去に申請者の心身の状況について診断したことがある医師は、その診断経験を踏まえ、一定の精神疾患やアルコール中毒に関する欠格事由の該当性について精神保健指定医と同程度の診断能力が期待できるためです。この医師の診断書を添付される場合には、過去の受診歴を聞き取りしたり、過去の受診歴を証明する物（領収書、お薬手帳等）の確認を行うこととなりますのでご理解ください。

診断書の繰り返し利用が可能

これまでは、申請の都度、医師の診断を受け、診断書を作成してもらう必要がありましたが、診断書の作成日から3ヶ月以内であれば繰り返し利用することができるようになりました。

講習修了証明書の有効期間

講習修了証明書には『本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過していないことが必要である。』旨明記されています。

- ・ 新規又は追加許可の場合は、許可時において有効であること
- ・ 許可の更新の場合は、更新時において有効であること

として運用しますので、ご注意ください。

認知機能検査関係

道路交通法上の認知機能検査の有効期間が拡大されます。

【旧】 許可満了の2月前から1月前までの受検



【新】 許可満了の5月前から1月前までの受検

消費計画書の様式の規定

猟銃用火薬の譲受許可申請の際に、消費（購入）計画書の添付を求めていましたが、消費計画書の様式が規定で新たに定められました。

各種申請用書類は県警ホームページに掲載しているのでご利用下さい。